

平成30年度6月教育委員会議定例会議事日程

日 時 平成30年6月29日（金）
午前9時30分より
場 所 町民センター2A クラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

5 報告・協議事項

- (1) 平成30年度二宮育英会奨学生の選考結果等について（報告） 資料No. 1
- (2) 平成29年度学校給食費会計報告について（報告） 資料No. 2
- (3) 町営山西プール水遊び用おむつ着用利用日の設定について（報告） 資料No. 3
- (4) 二宮町小中一貫教育校推進研究会設置要綱の制定について（報告） 資料No. 4
- (5) 児童生徒安全対策協議会設置要綱の一部改正について（報告） 資料No. 5
- (6) その他

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

平成30年6月定例教育委員会議 教育長事務報告

(H30.5.18~H30.6.28)

月	日	曜日	内 容
5	18	金	定例教育委員会議
5	18	金	総合教育会議
5	19	土	中地区退職教職員の会総会
5	21	月	二宮育英会理事会
5	26	土	二宮中汐鳴祭体育の部
5	29	火	ガラスのうさぎ像平和と友情推進委員会
5	31	木	高齢者叙勲伝達
6	1~8	金~金	平成30年第2回二宮町議会定例会
6	2	土	一色小学校運動会
6	5	火	政策会議
6	8	金	農業体験学習（たまねぎ収穫：一色小学校）
6	10	日	移動町長室（一色小学校区、二宮小学校区山側）
6	13	水	文化財保護委員会
6	14	木	児童生徒安全対策協議会
6	14	木	中郡学校保健会 役員会
6	15	金	幼保小中 合同引き取り訓練
6	16	土	二宮町 PTA 連絡協議会総会
6	16	土	青少年健全育成事業（カレー作りとバウンスボール）
6	16	土	移動町長室（二宮小学校区海側、山西小学校区）
6	19	火	政策会議
6	20	水	一色小学校プログラミング教室
6	22	金	給食センター運営委員会
6	22	金	図書館協議会
6	25~27	月~水	二宮育英会面接
6	27	水	山西プール安全祈願
6	27	水	校長会
6	28	木	一色小学校運営協議会

6月政策会議結果報告

平成30年6月5日（火）開催分

【町長・副町長から】

議会が始まるが、議員の質問に対する答弁に際し、町民の方々が聞いているということを念頭に置き、分かりやすい答弁をするよう心掛けること。

答弁に当たっては、部長と課長とが連携を図るとともに、部をまたいだ横の連携もしっかりとすること。

【主な付議案件】

(1) 新庁舎整備に係る基本方針及び庁内検討委員会の設置について

政策総務部（区分：協議）

新庁舎整備に当たりまとめた基本方針、基本理念について協議した。今後、移動町長室などで、町民の方々にご意見を伺っていく。また、新庁舎整備に当たり、庁内検討委員会を設置する。

(2) 平成31年度予算に関する要望事項（政党要望）について

政策総務部（区分：協議）

平成31年度県等の施策・予算に関する要望のうち、県議会各政党に対し提出する要望事項を整理した。

(3) 平成30年度二宮町総合防災訓練について

政策総務部（区分：協議）

8月26日（日）に開催される二宮町総合防災訓練について、説明があった。今年度は、一色・緑が丘・中里地区を対象に、二宮高等学校を会場に訓練を行う。

(4) 二宮町立学校再配置実施計画策定スケジュールについて

教育委員会（区分：報告）

教育委員会より、二宮町立学校再配置実施計画策定のスケジュール案を報告した。スケジュール案については、既に「取扱注意」として教育委員に配布済み。現時点でスケジュールを確定し公表する予定は無いが、今後、このスケジュール案を念頭に置き、各種会議等で説明を行って行く。

(5) 平成30年度二宮町住宅用火災警報器設置状況調査の結果について

消防本部（区分：報告）

今年度の二宮町住宅用火災警報器設置状況調査の結果が報告された。

【情報交換】

- 6月15日（金）に、幼・保・小・中合同の引き取り訓練を行います。また、当日はシェイクアウトを併せて実施します。

（政策総務部）

6月政策会議結果報告

平成30年6月19日（火）開催分

【町長・副町長から】

大阪で大規模な地震があったが、ブロック塀の構造等、調査が必要ではないか。移動町長室の課題を整理し、次回政策会議で報告すること。

【移動町長室課題（教育委員会関係）】

- ・ラディアンのトイレが壊れて使えないことがある。
- ・図書館の開館日拡大というが、月1日の増で、週2日2時間ずつ時間短縮だと、時間的にはサービスの低下ではないか。

【主な付議案件】

- (1) 平成31年度予算に関する要望（政党要望）事項について

政策総務部（区分：協議）

平成31年度予算に関する要望のうち、県議会各政党に対する要望事項を整理した。

- (2) （仮称）第2みちる愛児園建設について

健康福祉部（区分：報告）

（社）寿考会が中里に計画している保育園の概要について報告があった。

- (3) 町営山西プール水遊び用オムツ着用利用日の設定について

教育委員会（区分：協議）

昨年度に引き続き、町営山西プールで、水遊び用オムツ着用利用日を設定し、試行として実施する。

【情報交換】

- 二宮町でも、公共施設のブロック塀の有無を確認し、有る場合には、目視による安全確認をお願いします。建築基準法では、高さ2.2m以下、幅3.4m以下ごとに控壁を設ける等の基準があるので、これを目安に確認をお願いします。

また、教育委員会では、通学路の点検を、都市部では、一般家庭への周知をお願いします。

（政策総務部）

- 7月26日（木）に、地域支え合いセミナーを開催します。

（健康福祉部）

- 観光協会の役員改選を行った。

（都市部）

平成 30 年 第 2 回二宮町議会定例会報告（教育委員会関係審議状況）

1. 議 案

(1) 一般会計補正予算

① 歳 出

二宮中学校教育施設整備事業（校舎西側屋上防水工事 10,137 千円）

2. 一般質問

(1) 小笠原議員

「一色小学校地域再生協議会の評価と広報について」

議 員：コミュニティ・スクールが一色小学校で始まる一方で、他のエリアの人はよくわからないと思うが、今後、説明会などの動きが出てくるのか。

課 長：コミュニティ・スクールについて、各学校で準備を進めている。集まっていたいただいた方々に、まずはコミュニティ・スクールとはどういったものなのかというところの説明から入っているが、更なる広報が必要なので、今後、また周知のほうを進めていきたい。

議 員：一色小学校には友情の山があるが、他校には無く、また各学校の規模が異なるなど、様々な状況の中で、一色小学校ではこうやっているという紹介をされても、他の学校ではとまどいがあるのではないか。

部 長：先日、準備委員会に参加させていただいたが、委員の皆様からは、本当にできるのだろうかというとまどいを感じた。そのような状況の中、「コミュニティルームとは？」というご説明をするだけでなく、既に地域と学校で行われている見守りだとか、空き缶集めとか、今あることを、まずは棚卸しをするところから始めていただいきたいというお願いをした。

議 員：コミュニティ・スクールの他の 2 つの小学校の事業の進め方については理解した。教育委員会として、一色小学校の学校連携部会をどう評価しているか。

教育長：連携部会に限らず、再生協議会は地域を耕してくれた。再生協議会のいろいろな事業によって多くの人が動き、新たなつながりが生まれ、教育環境が一步前進したと考えている。そのような、一色小学校区の活動に合わせて、コミュニティ・スクール

のモデル校に指定したのは正しかったと思っている。今後は、地域を耕してもらうのと同時に、保護者と子どもと地域をつなげるような活動をしていただくということを願望している。また、学校教育の支援、具体的にボランティアで、こういうことだったら私はお手伝いできるという人が学校にいっぱい来てくれることを望んでいる。一方で、それをそのまま他地域に適用するということではなくて、いろいろな組織があって、昔ながらの活動もあり、お祭りとか、地域の活動にできるだけ子どもや保護者の人を呼び込んでもらって、地域社会をさらに活性化していただきたい。その延長線上にコミュニティ・スクールもあって、長い時間をかけて、必ずや地域とともにある学校になっていくと思っている。2年間で評価してほしいし、10年ぐらいで評価してほしいなと思っている。

議 員：10年後、元気な一色小学校であればいいなというふうに思っている。その中で、コミュニティ・スクールという教育の部分と、あと福祉部会の福祉の部分は、1つの地域だけにお任せすることではなく、しっかり町がかかわっていただけるとありがたい。

3. 陳情審査

- (1) 子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

陳情者 中地区教職員組合

審査結果 全会一致で採択 国に意見書提出

教育総務課事業報告

事業報告

(平成30年5月18日～平成30年6月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月18日	金	総合教育会議	役場	11
5月21日	月	二宮育英会理事会	役場	8
5月23日	水	人権教育担当者会	教育支援室	6
5月26日	土	二宮中学校 汐鳴祭体育の部	二宮中学校	
5月29日	火	ガラスのうさぎ像平和と友情推進委員会	役場	16
6月2日	土	二宮小学校、一色小学校運動会	二宮小学校、 一色小学校	
6月7日	木	児童生徒安全対策協議会	町民センター	21
6月14日	木	学校事務連携会議	町民センター	8
6月15日	金	幼・保・小・中一斉避難訓練・引き取り訓練	各園、町立学校	
6月20日	水	心臓病判定委員会	役場	16
6月27日	水	校長会	役場	9

事業予定

(平成30年6月30日～平成30年7月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
7月10日	火	二宮町いじめ問題対策連絡協議会	役場	14
7月11日	水	校長会	役場	9
7月17日	火	学校事務連携会議	町民センター	8
7月20日	金	1学期終業式	小中学校	-
7月23日	月	小中一貫教育校推進研究会	役場	13

学校給食センター

事業報告

(平成30年5月18日～平成30年6月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月24日	木	新1年生保護者試食会	山西小学校	27
5月30日	水	給食物資納入業務監査	給食センター	6
6月1日	金	献立会議 (PTA)	給食センター	8
6月7日	木	献立会議 (給食担当者)	給食センター	8
6月11日	月	新1年生保護者試食会	一色小学校	14
6月12日	火	新1年生保護者試食会	二宮小学校	54
6月22日	金	学校給食センター運営委員会	給食センター	17
6月27日	水	給食物資納入業務監査	給食センター	6

事業予定

(平成30年6月30日～平成30年7月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
7月4日	水	献立会議 (PTA役員)	給食センター	8
7月9日	月	献立会議 (給食担当者)	給食センター	8
7月17日	火	小・中学校 1学期給食終了		-

生涯学習課事業報告（平成30年5月18日～平成30年6月28日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
5/18	金	環境浄化パトロール②	町内	10人	7人
5/20	日	子ども会リーダー研修会①	町内	51人	43人
5/22	火	にのみや町民大学『絵手紙を楽しもう』②	ラディアン ミーティングルーム1	16人	8人
		にのみや町民大学『真向法（健康体操）』	ラディアン ミーティングルーム2	20人	14人
6/6	水	青少年指導員連絡協議会②	ラディアン ミーティングルーム2	19人	16人
6/7	木	武道館利用団体会議	ラディアン ミーティングルーム1	16人	13人
6/7・14	木	にのみや町民大学『御朱印帳を作ってみよう』① ②	ラディアン ミーティングルーム1	40人	18人
6/9	土	にのみや町民大学『開運花文字を描きましょう』	ラディアン ミーティングルーム1	20人	17人
6/12	火	にのみや町民大学『身近な害虫の生態を学ぶ』	ラディアン ミーティングルーム2	20人	13人
6/13	水	第1回文化財保護委員会	ラディアン ミーティングルーム1	5人	5人
6/13・ 20・27	水	にのみや町民大学 『世相を切る 川柳入門講座』①②③	ラディアン ミーティングルーム1	60人	54人
6/15	金	環境浄化パトロール③	町内	10人	9人
6/16	土	青少年健全育成事業 『カレーづくりとバウンスボール』	山西小学校	50人	28人
6/20	水	生涯学習課・体育協会三役・スポーツ推進委員三 役体育祭打合せ	ラディアン マルチルーム1	10人	7人
6/26	火	広域連携中学生交流洋上体験研修事業 実行委員会②	はだのこども館	19人	19人

生涯学習課事業予定（平成30年6月29日～平成30年7月26日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
6/30	土	にのみや町民大学『寺院建築の鑑賞ポイントを学ぶ』	ラディアン ミーティングルーム2	13:30
7/1	日	バウンスボール講習会・練習会	町立体育館	9:00
7/6	金	青少年健全育成街頭キャンペーン	二宮駅	16:00
7/11	水	第2回社会教育委員会議	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
		青少年指導員連絡協議会③	ラディアン ミーティングルーム1	19:30
7/12	木	二宮町青少年問題協議会	二宮町民センター 3Aクラブ室	14:00
7/13	金	夏季愛のパトロール	町内各地	17:00
7/16	月	洋上研修事前研修会	はだのこども館	10:00
7/20	金	文化祭実行委員会	ラディアン ミーティングルーム2	14:00
7/21～ 7/22	土 日	第44回二宮町子ども野外研修（子ども会主催）	丹沢湖ロッヂ	8:45
7/24	火	体育祭会議	ラディアン ミーティングルーム2	19:15

生涯学習課事業報告(平成30年5月18日～平成30年6月28日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
5/18	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども22名 大人20名
5/19	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	子ども7名 大人8名
5/19	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども12名 大人6名
5/23	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	4名31冊
5/26	土	大人が楽しむおはなし会	ラディアン和室	23人
5/27	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	149冊
6/1	金	図書リサイクルコーナー	図書館	254冊
6/6	水	ブックスタート(健康づくり課と共催)	保健センター	18組
6/13	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	子ども13名 大人10名
6/15	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども17名 大人15名
6/16	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	子ども3名 大人6名
6/16	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども8名 大人4名
6/21	木	託児サービス	ラディアン保育室	3人
6/21	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	6名46冊
6/22	金	平成30年度第1回図書館協議会	ミーティングルーム1	7人
6/27	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	4名18冊
6/28	木	子育て支援講座 わらべうたであそぼう! <乳児向け>①	ラディアン和室	子ども11名 大人13名
6/28	木	3市2町公立図書館連絡協議会	伊勢原市立図書館	12名
書架整理ボランティア (5/18～6/28 活動日数14日)			図書館	のべ23人/のべ28時間20分

生涯学習課事業予定(平成30年6月29日～平成30年7月26日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
6/30	土	図書リサイクルコーナー	図書館	9:30～
7/1	日	子育て支援講座 わらべうたであそぼう! <乳児向け>②	ラディアン和室	10:30～
7/4	水	横溝英一絵本原画展(～8日、図書館をたのしむ会・二宮およびにのみやおはなし会との共催事業)	ラディアン展示ギャラリー	10:00～
7/8	日	杉崎行恭講演会「絵本から見る鉄道のおもしろさ」	ミーティングルーム2	10:00～
7/8	日	子ども向けワークショップ「でんしゃの缶バッチをつくろう!」	ミーティングルーム1	14:00～
7/11	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	10:00～
7/19	木	託児サービス	ラディアン保育室	10:00～
7/19	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
7/20	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	①10:00～ ②11:00～
7/21	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	13:30～
7/21	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	14:00～
7/22	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	10:00～
7/25	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

二宮町奨学生認定基準

二宮育英会奨学金に関する規程に基づく奨学生の認定基準は、次のとおりとする。

1 規程第3条第1項第1号に該当する者

人物的に優良と認められる者で、次のいずれかの要件を満たしており、かつ下記基準額表に掲げる所得基準額以下の世帯に属する者であること。

- ①学業成績が優良であり、勤勉な姿勢で学業に取り組んでいる者。又、成績要件は、中学校第3学年2学期の評定平均が5段階評価で3.0以上とする。
- ②スポーツ・芸術面等で成績が優良であり、勤勉な姿勢で学業に取り組んでいる者。又、成績要件は、前年の中ブロック大会ベスト4以上とする。

2 規程第3条第1項第2号に該当する者

勤勉な姿勢で学業に取り組んでおり、申請日直近の学業成績表の評定平均が5段階評価で3.0以上、かつ申請日の属する月の実収入額が下記基準額表に掲げる特例基準額以下の世帯に属する者であること。

基準額表

家族の人数	家族の人数に関わらず
所得基準額	所得割額（市町村民税の所得割額）51,300円未満世帯 （年収目安：～350万円未満世帯）
特例基準額	世帯収入17万円以下

※家族の人数は、生計を一にする家族の合計数

※特例基準額は、申請月の家族全員の実収入額を合計した額とする。

(1) 所得基準額は、県による「高等学校等就学支援金」制度における非課税世帯の次の段階の世帯の額を適用した。

(2) 特例基準額は、「所得基準額 ÷ 16.15ヵ月 × 0.8」の算式により求めた。

平成 30 年 7 月 日

保護者各位

二宮町立小学校長
 二宮町立中学校長
 二宮町教育委員会教育長

平成 29 年度学校給食費会計報告について

平成 29 年度の学校給食費につきましては、平成 30 年 6 月 8 日（金）に町内小中学校 P T A 選出の監査委員の皆様により、収入及び支出の各項目について審査が行われました。

厳正なる審査の結果、収入及び支出ともに、適正に執行されていると認定されましたので、報告いたします。

平成 29 年度学校給食費（決算）会計報告書

単位 円

			小 学 校	中 学 校	備 考	
収 入 の 部	給 食 費	前 年 度 か ら の 未 納 金	① 未納額	285,081	583,710	
			② 納入額	50,120	14,400	
			③ 不納欠損額	102,261	569,310	
			④ 差引未納額(①-②-③)	132,700	0	
	給 食 費	本 年 度 分	⑤ 納入対象額	62,250,140	35,782,880	
			⑥ 納入額	62,158,290	35,749,280	学校・給食センター等給食費
			⑦ 差引未納額(⑤-⑥)	91,850	33,600	
	⑧ 前年度繰越金			2,137,576	1,004,726	
	⑨ 雑収入			59,036	4,406	預金利息・過誤納金
	⑩ 繰入金			0	0	
⑪ 合 計(②+⑥+⑧+⑨+⑩)			64,405,022	36,772,812		
支 出 の 部	⑫ 給食物資代金			64,122,705	36,709,872	
	⑬ 返還金			9,430	0	
	⑭ 雑支出			0	0	
	⑮ 繰出金			0	0	
	⑯ 合 計(⑫+⑬+⑭+⑮)			64,132,135	36,709,872	
⑰ 収支差引残高(⑪-⑯)			272,887	62,940		
⑱ 給食運営準備金			1,500,000	1,000,000	定期預金	

平成29年度給食用物資購入構成（主食・副食・飲み物別）

（金額：円・構成比：％）

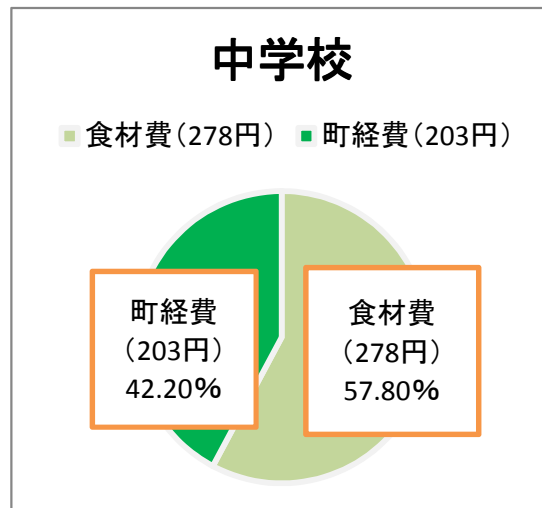
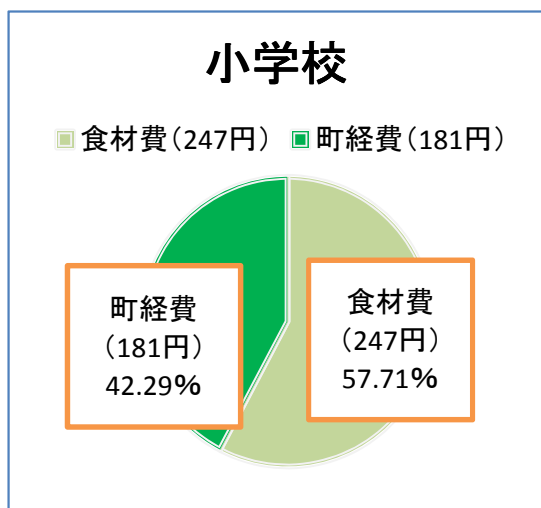
区分	小学校		中学校		合計		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
主食	パン類	2,700,879	4.21%	1,490,259	4.06%	4,191,138	4.16%
	麺類	2,710,062	4.23%	1,378,218	3.75%	4,088,280	4.05%
	米飯類	7,951,792	12.40%	4,355,988	11.87%	12,307,780	12.21%
主食小計		13,362,733	20.84%	7,224,465	19.68%	20,587,198	20.42%
副食	青果物	8,017,801	12.50%	4,853,415	13.22%	12,871,216	12.76%
	食肉類	6,080,160	9.48%	3,759,943	10.24%	9,840,103	9.76%
	鮮魚類	3,168,296	4.94%	1,757,778	4.79%	4,926,074	4.89%
	その他（町内等）	18,696,952	29.16%	11,528,107	31.40%	30,225,059	29.98%
	その他（給食会）	2,308,997	3.60%	1,631,862	4.45%	3,940,859	3.91%
副食小計		38,272,206	59.69%	23,531,105	64.10%	61,803,311	61.29%
飲み物	牛乳類	12,487,766	19.47%	5,954,302	16.22%	18,442,068	18.29%
合計		64,122,705	100.00%	36,709,872	100.00%	100,832,577	100.00%
全体構成比			63.59%		36.41%		100.00%

教育委員会からのお知らせ

平成29年度給食実施にかかった主な費用は、次の通りでした。

- ①食材費（保護者からの給食費：小・中学校合計） 100,832,577円
- ②町の経費（施設管理・人件費・光熱水費等） 72,241,173円
- 合 計 173,073,750円

これを基に、給食1食当りに換算すると、小学校：428円、中学校：481円でした。
 なお、参考までに「食材費」と「町の経費」の割合は、次の通りです。



今後も、児童・生徒の「安全・安心」を第一に、保護者の皆様とともに、「栄養バランスのとれた、おいしい給食」の提供に努めます。

町営山西プール水遊び用オムツ着用利用日の設定について

1. 目的

年齢の離れた兄弟姉妹がいる世帯では、おむつが取れていない子どもはプールに入れなため、プールを利用しづらい状況にある。

昨年度において、水遊び用おむつ着用によるプール利用を試行的に5日間実施したが、天候が不順であり利用者のニーズを把握することができなかった。

そのため、今年度においても水遊び用おむつ着用で、汚物の漏えいを極力防ぐことを条件にプール利用を認め、利用者ニーズを把握するために試行的に実施するものである。

なお、「二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則」第11条（遵守事項）では、「他人に迷惑となるような行為をしないこと」「プール利用について、小学校3年生以下の利用者は、16歳以上の付添いを必要とする」などが規定されているが、利用者の年齢制限を定めていない。

現在までは、衛生面などを考慮して、トイレの意思表示ができない年齢の目安を3歳未満として利用をお断りしている。

2. 利用可能日 全6回

- ・平成30年7月22日（日）
- ・平成30年7月29日（日）
- ・平成30年8月5日（日）
- ・平成30年8月12日（日）
- ・平成30年8月19日（日）
- ・平成30年8月26日（日）

※午後は、清掃を行うため、一般利用は出来ません

3. 時間及び場所

- ・時間 9:00 ～ 12:00

(休憩時間 9:50～10:00・10:50～11:00・11:50～12:00)

- ・場所 幼児用プールのみ

対象者 3歳未満

4. 利用方法

- (1) 水遊び用オムツを着用し、オムツの上に水着を着用して下さい。オムツのみでプールに入ることやオムツなしで水着のみでの利用は出来ません。
- (2) 対象者が利用する場合は、16歳以上の付添者が水着で必ず入ること。付

添者 1 名に対する制限は以下のとおり。又、入れるプールは、幼児用プールのみです。又、対象者と付添者は、行動を一緒をお願いします。

①対象者 1 名 ⇒ 付添者 1 名

②対象者 2 名 ⇒ 付添者 2 名

③対象者 1 名と 3 歳～小学 3 年生 1 名 ⇒ 付添者 2 名

④対象者 2 名と 3 歳～小学 3 年生 1 名 ⇒ 付添者 3 名

※対象者がいる場合は、50mプールへ入ることは出来ません。

- (3) トイレは、付添者が責任を持って対応して下さい。オムツも随時確認して、交換をして下さい。汚物がプールで見つかった場合は、水の入れ替えを行うため、途中でも利用を中断します。プールを清掃し、満水にする作業に時間がかかるため、途中で利用を終了する場合があります。
- (4) 使用したオムツは、付添者が責任を持って、ゴミ袋に入れてお持ち帰り下さい。
- (5) その他、利用方法等不明な点については、事前にプールに問い合わせの上ご利用下さい。

二宮町小中一貫教育校推進研究会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町小中一貫教育校推進研究会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 二宮町立小中学校における小中一貫教育を行うために適した学校配置等に関し必要な事項を研究するため、二宮町小中一貫教育校推進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究事項)

第3条 研究会は、次に掲げる事項について研究する。

- (1) 小中一貫教育を行うために適した学校配置に関すること。
- (2) 学校規模の適正化及び学区の再編に関すること。

(組織)

第4条 研究会の会員は8名以内とし、次に掲げるもののうちから教育委員会が依頼する

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 町立学校長
- (4) 学識経験者

(報償費)

第5条 会員が研究会に出席した場合は、報償費を支給する。

- 2 前項に規定する報償費は、出席に応じ、予算の範囲内で支給する。
- 3 町職員（教職員を含む）及び町議会議員が会員となった場合には、第1項に規定する報償費は支給しない。

(会員の任期)

第6条 会員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第7条 研究会には、会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第8条 研究会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 研究会の会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 研究会の議事は、出席会員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 研究会の庶務は、教育部教育総務課で処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 児童生徒の安全確保対策について、これまで以上に各地域や団体等の力を効果的なものとするために、二宮町児童生徒安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討・協議し、課題に対する実効性のある行動計画を企画・立案するものとする。

- (1) それぞれの組織・団体との連携による登下校時の安全監視体制
- (2) 通学路や学区内の危険箇所点検と改善に向けた取組み策
- (3) その他

2 協議会員は、それぞれの団体等の立場や役割に応じて、当該団体等や傘下組織に行動計画を示し、実行につなげていくものとする。

(組織)

第3条 協議会は、会員20名以内で組織する。

2 協議会員は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。

- (1) 地区長連絡協議会
- (2) 各小中学校PTA
- (3) 防犯指導員
- (4) 学校安全活動協力団体
- (5) 大磯警察署
- (6) 各小中学校教頭
- (7) 二宮町政策総務部長
- (8) 二宮町教育委員会教育長

3 協議会員が前項各号に掲げる組織・団体を離れた時またはその職を辞した場合は、改めて推薦を受けた者またはその職の後任者が会員となるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、協議会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 会長は、必要に応じて協議会に協議会員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(二宮町児童生徒安全対策協議会設置要項の廃止)

2 二宮町児童生徒安全対策協議会設置要項(平成18年1月11日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>協議会員</u>は、それぞれの団体等の立場や役割に応じて、当該団体等や傘下組織に行動計画を示し、実行につなげていくものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、<u>会員20名以内</u>で組織する。</p> <p>2 <u>協議会員</u>は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) 地区長連絡協議会</p> <p>(2) 各小中学校PTA</p> <p><u>(3) 防犯指導員</u></p> <p><u>(4) 学校安全活動協力団体</u></p> <p><u>(5) 大磯警察署</u></p> <p><u>(6) 各小中学校教頭</u></p> <p><u>(7) 二宮町政策総務部長</u></p> <p><u>(8) 二宮町教育委員会教育長</u></p> <p>3 <u>協議会員</u>が前項各号に掲げる組織・団体を離れた時またはその職を辞した場合は、改めて推薦を受けた者またはその職の後任者が会員となるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 協議会の会議は、<u>協議会員</u>の2分の1以上の出席をもって成立する。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>協議会委員</u>は、それぞれの団体等の立場や役割に応じて、当該団体等や傘下組織に行動計画を示し、実行につなげていくものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、<u>委員25名以内</u>で組織する。</p> <p>2 <u>協議会委員</u>は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) 地区長連絡協議会</p> <p>(2) 各小中学校PTA</p> <p><u>(3) 各小中学校評議員</u></p> <p><u>(4) 防犯指導員</u></p> <p><u>(5) 学校安全活動協力団体</u></p> <p><u>(6) 大磯警察署</u></p> <p><u>(7) 各小中学校教頭</u></p> <p><u>(8) 二宮町政策総務部長</u></p> <p><u>(9) 二宮町教育委員会教育長</u></p> <p>3 <u>協議会委員</u>が前項各号に掲げる組織・団体を離れた時またはその職を辞した場合は、改めて推薦を受けた者またはその職の後任者が会員となるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 協議会の会議は、<u>協議会委員</u>の2分の1以上の出席をもって成立する。</p>

改正後	改正前
<p>3 会長は、必要に応じて協議会に協議会員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。</p>	<p>3 会長は、必要に応じて協議会に構成委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。</p>

平成30年度6月定例教育委員会議予定

- 1 日 時 平成30年7月27日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
 - （1）平成31年度小学校使用教科用図書採択について
 - （2）平成31年度中学校使用教科用図書採択について
 - （3）平成31年度小・中学校使用学校教育法附則第9条 による教科用図書採択について
- 4 報告・協議事項

※出席を要する主な行事

- | | | |
|----------|--------|--------------------------|
| 7月27日（金） | 9時30分 | 7月定例教育委員会議（町民センター2Aクラブ室） |
| 8月17日（金） | 13時30分 | 総合教育会議 |
| 8月24日（金） | 9時30分 | 8月定例教育委員会議（町民センター2Aクラブ室） |
| 9月28日（金） | 9時30分 | 9月定例教育委員会議（町民センター2Aクラブ室） |
| | 午後 | 学校訪問（二宮小学校） |